



## 1 メンタープログラムを理解する

- メンタープログラムは、メンティとの対話やメンティへの助言を通してメンティの教育・研究活動、キャリア形成等を支援するものである。
- メンティが抱える課題の解決は、メンティが自発的に解決するものであり、メンターはそれを支援する立場である。
- メンターは、自身の経験、知恵、ネットワークをもとに、メンティを支援する。
- メンティと信頼できる関係性を築くことが第一に重要である。
- メンタリングの進め方について困った時には、ダイバーシティ推進室に相談することができる。
- メンタリングのノウハウやプログラムの改善点をダイバーシティ推進室に報告する。

## 2 メンタリングの目的 ～メンターの多様な役割を理解する～

- メンタープログラムにおけるメンタリングは教育・研究活動やキャリア形成における課題への支援が主となる。具体的には、授業の手法、学生への接し方、研究内容、研究と家庭の両立、研究の継続、スキルアップの方策、進路や分野選択、将来展望、研究環境などの課題への支援である。
- メンターは、自身の教育研究活動の経験を伝え、職務を進めるにあたって必要な知識やスキルを紹介する。
- 結婚・出産・育児・介護などのライフイベントと仕事の両立についてアドバイスする。
- メンターはメンティのロールモデルになる場合もある。
- 自分のネットワークを利用して、メンティのネットワークの広がりを助ける。

## 3 メンタリングの進め方

- メンタリングの手段は、主に直接面談、またはMicrosoft Teams等を用いたオンライン面談とするが、メンターとメンティの双方の合意があればメール相談も可とする。
- メンティによる申請書をもとに、ダイバーシティ推進室からメンティに連絡をとり、メンティが希望するメンタリングの内容を確認する。
- ダイバーシティ推進室は適当と思われるメンターに連絡をとり、対応可能なメンターをマッチングする。

- メンタリングは、原則として1回の申請につき半年間で一旦終了するが、メンティはダイバーシティ推進室に継続について申請することができる。継続する場合の期間はその後半年間とし、開始から1年で終了とする。
- メンタリングは、メンティがメンターに連絡をとり、希望するメンタリングの内容を伝えることから始める。
- 初回は、お互いに自己紹介をし、メンターはメンティの希望に対してどのような支援ができるかを伝える。また、メンタリングの目的と進め方について、メンターとメンティが相互に確認して決める。次にメンティの課題とその対応策の整理をし、対応策と助言へと進める。
- メールを利用して相談を行う場合には、「5.メールによる相談についての留意事項」をよく読み、対応する。
- 個人情報に関する法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱う。
- すべてのメンタリングが終了後、メンターはダイバーシティ推進室に報告書を提出する。
- メンタリングの中断期間が長期になった場合には、途中でもダイバーシティ推進室に状況を報告する。
- メンターとメンティの双方とも、相手に理由を告げずにいつでもメンタリングを終了することができるが、ダイバーシティ推進室にその旨を報告する。

#### 4 メンタリングの基本姿勢と内容 ～メンティを尊重する～

- メンティを尊重し、メンティから学ぶ態度を持つ。
- メンティにとって気軽に相談できる相手として、メンティから信頼される関係づくりに努める。
- メンティが何を求めているのか丁寧に話を聴き、メンティの希望、抱える課題の内容を正確に把握し理解する。
- メンティの現在の状況、置かれている立場を理解する。
- メンティからの質問等に対して、誠実な回答を心がける。
- 自分がわからない質問に対して、あいまいな回答はせずに正直にわからないことを伝える。
- メンティの弱い部分ではなく、強い部分に着目してアドバイスする。
- 今後メンティにとってどのようなステップ(対応策)が適切で効果的か、現実的な対応策をとともに考える。
- 多様な考え方や生き方を理解し、自分の考えや経験をメンティに押しつけない。  
メンティに係るプライバシー、名誉及び人権等に十分配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 守れない約束をしない。
- 相談内容がメンターの扱う範囲を越えている場合には、メンティの了解を得て、ダイバーシティ推進室に相談の上、専門家の意見を仰ぐべく、当該機関の総合相談部門等を紹介する。
- メンタリング力の向上のため、研修への参加、参考書籍の閲覧、必要な情報の収集などをこころがける。

#### 5 メールによる相談についての留意事項

- メールの相談においては、必ずメンター、メンティともに大学のメールアカウントを使って送受信を行う。
- 個人情報に関する法令を遵守し、利用者の判断と責任のもとで個人情報を適切に取り扱う。



島根大学ダイバーシティ推進室

〒690-8504 松江市西川津町1060

電話：0852-32-6157(室) / 0852-32-6018(人事労務課)

<https://diversity.shimane-u.ac.jp/>

